



生物多様性に関する最近の政策動向（環境省）



ネイチャーポジティブ経済移行戦略 ～自然資本に立脚した企業価値の創造～



▶ 昆明・モンリオール生物多様性枠組(2022.12)

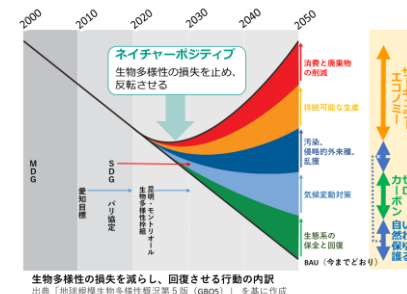
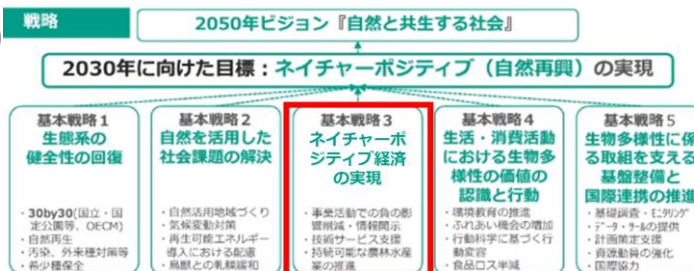


2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる（＝いわゆるネイチャーポジティブ）

▶ 生物多様性国家戦略2023-2030 (2023年3月31日閣議決定)

新世界目標を踏まえ、世界に先駆けて国家戦略を改定



▶ 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」 (2024年3月29日公表) 4省連名で策定

- ネイチャーポジティブ経営（自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営）は、企業にとって単なるコストアップではなく新しいビジネス機会

① 企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

② ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

③ 国の施策によるバックアップ

(ネイチャーポジティブ経営への移行に伴う企業の価値創造プロセスと対応する国の施策)

▶ NPE戦略に基づいたロードマップ（2025-2030年）を2025年7月に策定

- 国の施策及び各種ステークホルダーに期待するアクション等を具体化して整理

ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）について



- 「2050年自然共生社会」「2030年NP経済への移行」の実現に向け、**国の施策の方向性の全体像を具体化**。
- **国際ルールメイキングの動向を踏まえた企業のNP経営への移行の進展**と合わせて、**金融機関・投資家の投融資判断、消費者行動変容及び地域づくりの観点**からNP経済を実現。

ネイチャーポジティブ経済移行後の状態（絵姿）

グローバルVCを通じた
自然資本への
影響把握、負荷軽減

アジアモンスーン地域等の国際社会

国際ルールメイキングへの貢献

A. 個々の企業のNP経営への移行が進展



ネイチャーファイナンス
投資等による
企業価値向上
自然関連財務情報開示

連帯した力の発揮等による
自然資本の保全と経済循環

B. 情報開示を通じ取組が金融機関・投資家や地域に
高く評価され、企業価値の向上と地域価値の向上
に結びつき、取組がさらに促進される好循環

金融機関・投資家

地域



C. 上記の絵姿の実現のための基盤環境が整備されている状態



以下の視点から国の施策の
方向性を整理

視点①

NPな地域づくりで
企業と地域の価値向上

視点②

情報開示促進・ネイチャーファ
イナンスの拡大による
企業のNP経営の実践

視点③

国際ルールメイキング等による
企業の国際競争力強化



ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップにおける国の施策の全体像



ネイチャーポジティブ経済への移行

自然と共生する社会

ロードマップで掲げた主要な施策

企業価値向上と地域価値向上の同時実現等

視点①

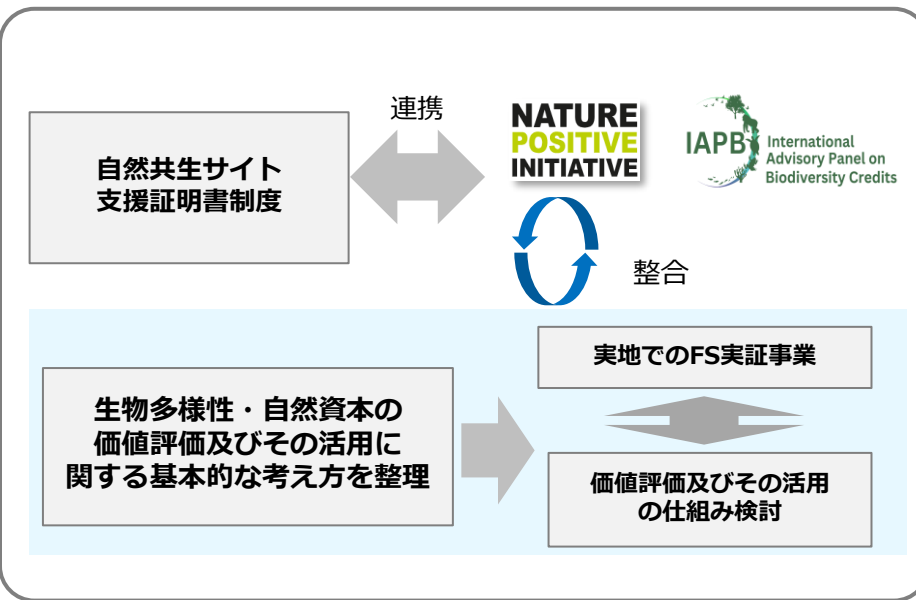
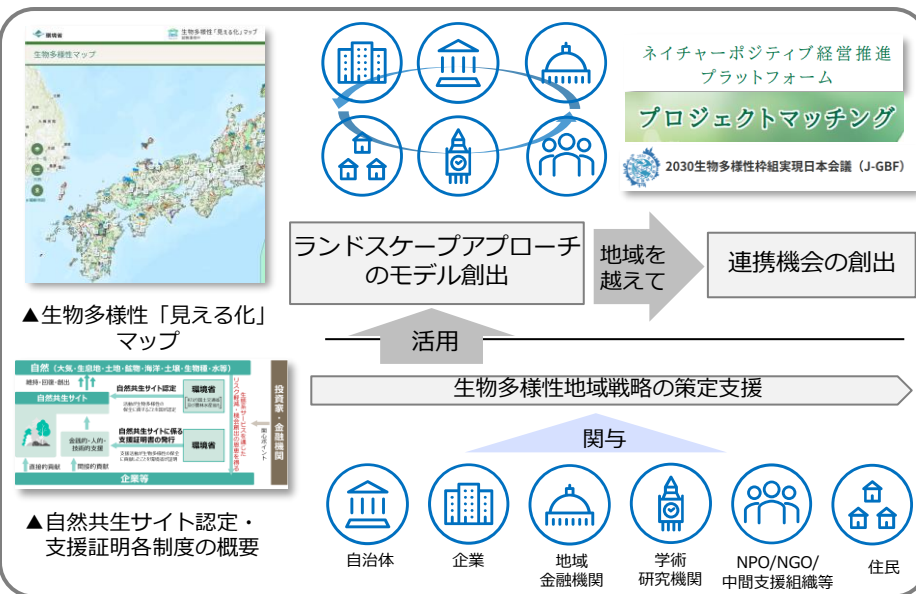
- 企業のNP取組によって企業価値と地域価値の向上の同時実現につながっている成功事例を創出しつつ、地域の多様な主体の参画・協働を促進する体制の構築が必要
- 自然共生サイト認定及び支援証明書制度の運用や、生物多様性見える化マップの機能を搭載・拡充【～2030年度（支援証明書制度は2025年度～本格運用開始）】**
- NP取組が企業価値や地域価値向上につながる成功事例の創出及び**ランドスケープアプローチの実践に関する先行モデルの創出を実施【～2026年度】**



生物多様性・自然資本の価値取引を見据えた価値評価

視点②

- 生物多様性・自然資本を「価値付け」し、その活用について検討することにより、民間資金動員を促進することが必要**
- 価値評価及びその活用に関する基本的な考え方を整理【～2025年度】し、実地でのFS実証事業も実施しつつ、価値評価及びその活用の仕組みを検討・整理【2026年度～】**
- 日本ならではの自然の状態に関する考え方（アンダーユースが危機の一つであること等）の組み込みや、自然関連データ基盤のあり方も連携して整理【2026年度～】



ロードマップで掲げた主要な施策

「企業価値向上ストーリー」の確立・浸透

視点②

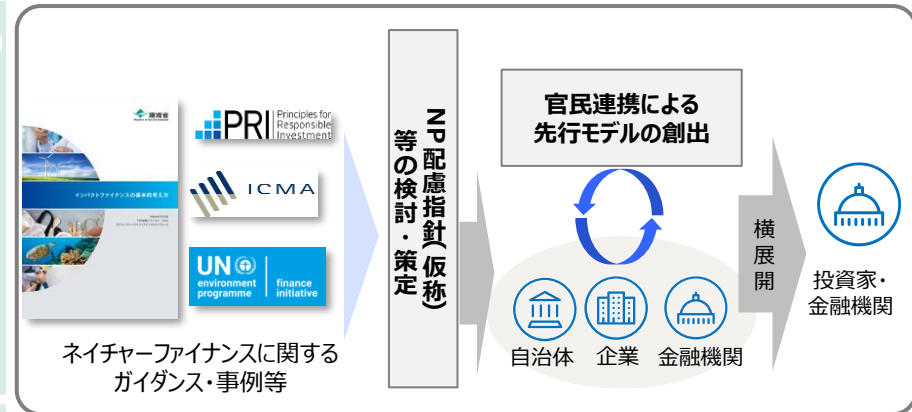
- NP経営移行が企業価値向上につながるストーリーを確立・浸透させることが必要
- NPを通じた**企業価値向上までのストーリー集（仮称）の検討・策定【～2025年度】**
- 上記ストーリー集等を活用し、NP経営移行に向けた**能力養成や技術開発・支援、NP経営推進プラットフォームの活性化を通じた互助・協業の取組を推進【～2030年度】**



ネイチャーファイナンスの拡大・質向上

視点②

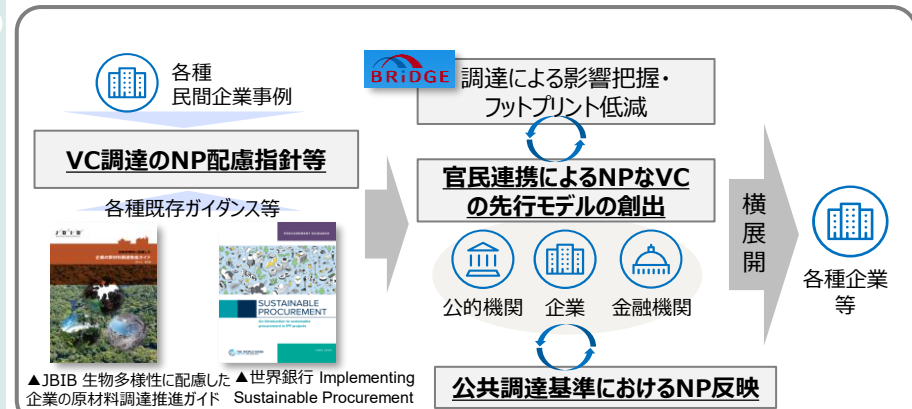
- 金融機関・投資家が、企業のNP経営の価値を適切に評価した上で投融資判断をできる（＝投融資方針にNPが織り込まれている）ようにすることが必要
- 投融資におけるNP配慮指針等（仮称）の検討・策定【～2026年度】**
- 上記指針等を活用した**官民連携によるネイチャーファイナンスの先行モデルの創出**を実施【2026年度～】



調達におけるNP配慮の推進

視点③

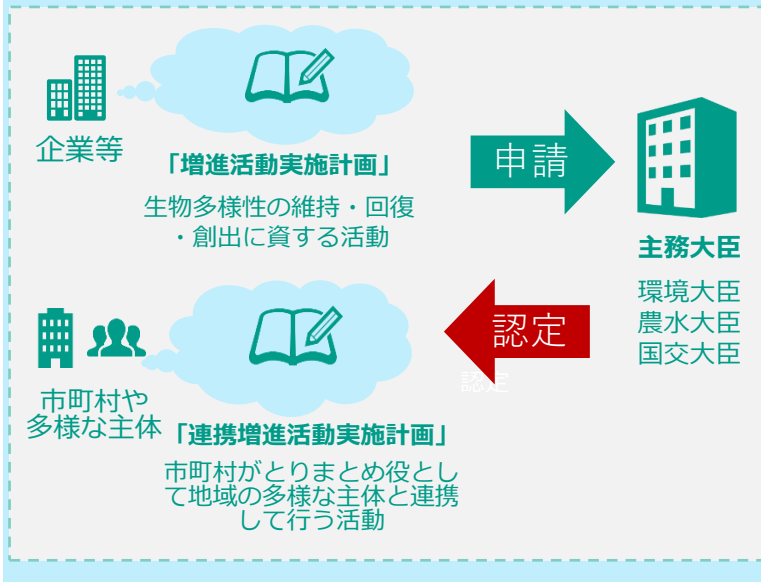
- 日本は国外の自然資本への依存度が高いが、NPへの配慮に取り組むにあたり、トレーサビリティの不確実性や、どこまで取り組むべきか、という水準が不明瞭であるという点が課題
- 調達におけるNP配慮指針等（仮称）の検討・策定【～2026年度】**
- 官民連携によるNPなVC構築の先行モデルの創出**や調達を通じたフットプリント低減に向けた検討を実施【2026～2028年度】
- グリーン購入法等の**公共調達基準への反映に向けた検討も実施【2026年度～】**



「自然共生サイト」の法制化について（地域生物多様性増進法）

- ネイチャーポジティブの実現に向け、**民間等による取組を促進**することが重要。
- 環境省では、**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定**する仕組みを開始し、令和7年3月末時点で**328か所を認定**。
- **ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進**するため、**「地域生物多様性増進法」が令和7年4月1日に施行**。自然共生サイト相当の**生物多様性が豊かな場所を維持**する活動に加え、管理放棄地等において**生物多様性を回復・創出する活動**も認定の対象に。
- あわせて、より多くの民間資金や人的資源を流入できるよう、**自然共生サイトを支援した企業等に「支援証明書」を発行する制度**（TNFD等への活用を見据えて設計）や、支援を受けたいサイトと支援を行いたい企業等のマッチングを促進する仕組み、専門的助言を受けたい活動者と有識者を仲介する仕組み、その他補助金の拡充等を実施。

< 生物多様性増進活動促進法の認定制度 >



< 法律に基づく認定に先行する「自然共生サイト」の例 >



【参考】政府決定文書におけるネイチャー関連の記載

経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2025（令和7年6月13日 閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

（2）地域における社会課題への対応

（持続可能で活力ある国土の形成と交通のリ・デザイン）

都市機能の更なる集積と稼ぐ力の創出に向け、官民が協働して公共的価値も生み出す都市再生・国際競争力の強化、地域資源を活かした個性あるまちづくり、持続的なエリアマネジメントを促進する。まちづくりG Xの取組、**ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた地域活動、グリーンインフラの活用等**※を推進する。

※自然資本等に関するデータの整備やその情報発信、国際ルール形成の主導を含む。



新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日 閣議決定）

Ⅲ. 投資立国の実現

3. G X・D Xの着実な推進（1）G X

④ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換

ネイチャーポジティブな経済・社会への転換に向け、自然資本投資による企業価値向上が図られるようロードマップを策定し、自然関連財務情報開示促進、ネイチャーファイナンス拡大を進め、さらに、自然関連領域の国際標準化に取り組み、企業の競争力維持・強化を図る。また、生物多様性価値の取引制度を目指した価値評価手法の検討を開始するとともに、そのデータ基盤を充実させ、地域の自然資本の協働管理を進めることで、企業と地域の価値向上につなげる。

地方創生 2.0 基本構想（令和7年6月13日 閣議決定）

6. 政策パッケージ

（豊かな自然環境・自然景観）

ネイチャーポジティブの取組を進めるため、自然共生サイトや里海づくり等による自然資源の価値向上や、有機農業など環境と調和した農林水産業による付加価値創出、グリーンインフラの活用促進等の取組を通じて、地域の自然資源の豊かさと地域の価値を相互に高め合う「自然資本を核としたネイチャーポジティブな地域づくり」を、関係府省庁、地方公共団体、民間企業等のネットワークを構築し、分野間の連携を図りながら総合的に進めていく。

新たな国際標準戦略（令和7年6月3日 知的財産戦略本部）

第4章 重要領域・戦略領域の選定とその取組の方向性

（2）重要領域のうちの戦略領域

① 環境・エネルギー（自然共生）

自然共生型のコンセプト・マネジメント、関連情報開示に向けた固有の指標やデータセット、ネイチャーポジティブ製品やサービスの普及に向けた製品単位での国際評価手法、自然資本・生物多様性の価値評価・取引ルール等についての国際標準化を進めていく。

生物多様性の主流化に関する令和8年度概算要求



ネイチャーポジティブ経済（NPE）の実現に必要な事業を実施

1. 企業の行動変容・ビジネス機会創出

NPE移行戦略（2023FY策定）に掲げられる施策を始め、企業の対応力アップのための施策を実施。

ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費【一般】
（1.5億円の内数）

自然関連の情報開示・目標設定の支援、ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップの実行、ネイチャーファイナンスの拡大、G7ANPE運営、生物多様性ISOへの対応、ABS対応等

ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術等の評価・実証事業【エネ特】
（1.5億円）

ネイチャーポジティブに資する技術の実証

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業
（一部 総務省・農水省・経産省 連携事業）の内、離島の脱炭素化等推進事業

【エネ特】（110億円の内数）

洋上風力が海洋の生態系に及ぼす正の影響等の実証

2. 市場変革

自然の価値が市場で適正に評価されること、地域資源として活用されることを目指す。

OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業
（3億円の内数）

自然共生サイトの認定加速化等

ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費（1.5億円の内数、再）

官民連携によるネイチャーポジティブなバリューチェーン構築

生物多様性保全等のための基盤的事業費（1.2億円の内数）

生物多様性の価値取引を見据えた価値評価のあり方の検討等

3. 主体・セクター連携

互助・連帯しての取組を推進。

OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業
（3億円の内数、再）

地域における保全活動への支援

生物多様性保全等のための基盤的事業費
（1.2億円の内数、再）

J-GBFの運営等

※上記のほか、地域戦略策定支援、生物多様性や活動成果の見える化等も実施。



【令和8年度予算要求額 47百万円（31百万円）】

ネイチャーポジティブ経済に向けた企業の取組を支援するとともに、必要な国内対応を実施します。

1. 事業目的

2022年に生物多様性条約（CBD）第15回締約国会議COP15において採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め回復に転じさせるいわゆるネイチャーポジティブ（Nature Positive（NP）：自然再興）が掲げられた。NPの実現は環境保全のみならず新しいビジネスの創出につながる。このため、NPに関する国際ビジネスルールの動向も把握しながら、とくに調達及びファイナンスについて先行モデルの創出等を進め、日本企業の国際競争力の確保をしつつ、NPの実現を目指す。

2. 事業内容

- ・ **ネイチャーポジティブ経済移行戦略（2024年3月策定）及びロードマップ（2025年7月）**を踏まえ、セクター別の自然資本への負荷・影響に関する調査、課題整理等を進めるとともに、日本企業の対応を支援するべく、国際サステナビリティ基準審議会ISSBや自然関連財務情報開示タスクフォースTNFD等の**国際的な枠組みにおける議論の状況の調査・分析**を進める。
- ・ 国内外の企業等の生物多様性保全に資する活動に関する情報収集を行い、NPな取組が企業価値の向上につながるよう、以下の施策を実施する。
 - バリューチェーンにおける生物多様性への影響の把握、負荷低減に資するよう、**企業の調達における持続可能性向上を促進する指針等の検討や、NPバリューチェーン構築の先行モデル創出の支援**に取り組む。
 - NP経営移行により国内外の資金を円滑に呼び込めるよう、**ネイチャーファイナンスの拡大・質向上に向けた指針等の検討や先行モデル創出の支援**に取り組む。
 - **ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームの拡充・強化**を通じ、国内外における**企業の互助・協業によるNP取組を図るマッチングと情報発信**を進める。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先/請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ





【令和8年度要求額 303百万円（304百万円）】

2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、OECMを活用した民間・地域の取組を促進します。

1. 事業目的

- ①地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイト認定を促進するために必要なインセンティブ措置を講じます。
- ②海域OECM等の設定・管理、日本のOECMに関する国際理解の促進、自然再生活動の推進に関する取組を実施します。

自然共生サイト：企業等の取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域

2. 事業内容

- (1)自然共生サイト認定制度について認知度の向上を図ると共に、TNFD開示等との連携を強化。自然共生サイトへ民間資金等を誘導する支援証明書制度を運用。日本のOECMの考え方について国際発信。
- (2)劣化した生態系の考え方や回復手法の検討を加速化。
- (3) 自然共生サイト等への活動に対して交付金による支援を実施。
- (4)海域OECM等の国の制度に基づくOECMの検討を加速化。
- (5) 自然再生推進法に基づく取り組みを促進。

3. 事業スキーム

○事業内容	(1)(2)(4)(5)	(3)
■事業形態	請負事業	間接交付事業（1/2又は定額）
■請負先/対象	民間事業者等	協議会、非営利団体、自治体、企業等

4. 事業のイメージ

OECM：保護地域以外の生物多様性保全に資する区域





【令和8年度要求額 116百万円（96百万円）】

ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の変革を実現するため、多様な主体を巻き込んだ取組を推進します。

1. 事業目的

- ・ 我が国の主張が国際的なルールメイキングの中に適切に反映されるよう、条約関連会合等において主導的な役割を果たす。
- ・ 生物多様性国家戦略2023-2030の実施措置の強化や、地域の取組の技術的支援・伴走支援を実施する。
- ・ 様々なステークホルダーと連携し、社会経済における生物多様性の主流化の促進に取り組む。

2. 事業内容

ネイチャーポジティブを実現するため、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030に関する施策を推進する。

（1）生物多様性国家戦略推進費

- ・ 生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の点検・評価、生物多様性及び生態系サービスの総合評価の実施
- ・ ネイチャーポジティブに資する自治体の目標・指標設定の技術的支援・伴走支援
- ・ 生物多様性に関する国際議論において主導的な役割を果たす

（2）自然資本投資に向けた環境整備費

- ・ 自然の価値評価の手法の確立と自然資本投資を促す革新的な資金メカニズムとなる価値取引制度等の社会経済的な仕組み作り

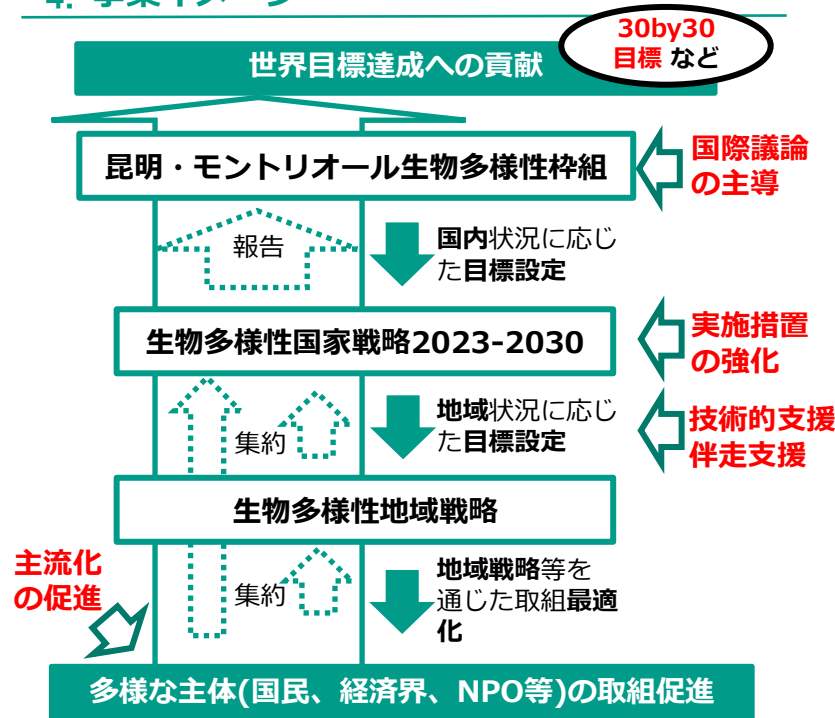
（3）生物多様性主流化推進事業費

- ・ 生物多様性の主流化に向けた各主体の取組の推進及び連携・協働を促す産官学民のステークホルダーによるプラットフォームの運営

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等（メニュー別スライドを参照）
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ





【令和8年度要求額 150百万円（150百万円）】

環境省

生態系や景観と調和した再エネ・省エネ技術の実証や生物模倣技術の活用推進に向けた調査分析を実施します。

1. 事業目的

気候変動と生物多様性の損失への一体的な対応が重要視される国際情勢等を踏まえ、再生可能エネルギーの社会的受容を向上させるために必要な技術の確立や、脱炭素社会の構築への新しいアプローチとしての技術シーズの促進を目指し、以下のテーマの調査・技術実証を実施する。

- ・自然環境と調和した再エネ導入の加速化のための技術実証を行い、技術ガイドライン等を策定する。
- ・生態系サービスの恩恵の一種である自然に学ぶ技術（生物模倣技術/バイオミクリー）を生かした再エネ/省エネ技術の推進に向けた海外動向や技術シーズの調査等を行う。

2. 事業内容

【調査・技術実証メニュー】

- ①告示制定等を見据えた国立・国定公園の施設における景観調和型の適切な再エネ技術の導入の在り方について、実証調査を行う。
- ②地域の自然環境や生態系の質の維持・向上に資するような再エネ発電施設の施工方法や施工技術の実証事業を実施し、技術ガイドライン等として成果を発信する。
- ③諸外国で取組が進んでいる、バイオミクリーの知見をカーボンニュートラル社会の実現に活用するための調査分析や技術実証を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和8年度

4. 事業イメージ（想定される技術等）

- ① 国立・国定公園の施設に導入する環境調和型の適切な再エネ技術



⇒再エネの普及にあたり、国立公園等においては景観や周囲の生態系と調和した地域共生型の再エネ技術が必須。

- ② 自然生態系と調和した再エネ技術（太陽光発電等）



植物の蒸散により温度を下げて、発電効率を上げる等の豊かな生態系と脱炭素の両立が期待される



- ③ バイオミクリーを生かした再エネ・省エネ技術



- ・ストライクの起きづらい風力発電塗料（虫の目の構造に着目）
- ・風力発電等の超音波検査の液体接触媒の塗布を省略できるシート（キリギリスの肢構造に着目）

など

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和8年度概算要求額 10,300百万円 (3,450百万円)】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、民間企業等有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

2. 事業内容

(1) ストレージパリティ*の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

* 太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業

(3) 離島の脱炭素化推進事業

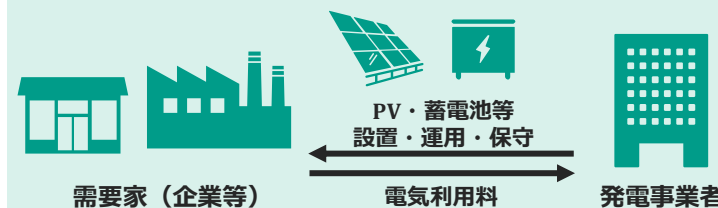
(4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

(5) 新手法による建物間融通モデル創出事業

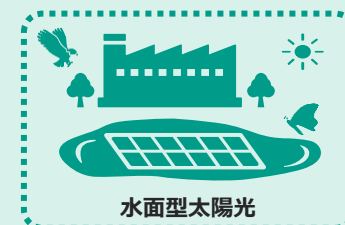
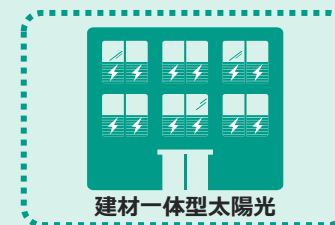
(6) データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業

4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入



設置場所の特性に応じた再エネ導入



3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業／委託事業 (メニュー別スライドを参照)

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 メニュー別スライドを参照

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業



浮体式洋上風力を用いたエネルギー地産地消のビジネスモデルを構築して、その普及を目指します。

1. 事業目的

離島をはじめとした浮体式洋上風力によりエネルギーの地産地消を目指す地域において、その導入に向けた計画策定支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成と社会実装を促進することにより、地産地消型の浮体式洋上風力発電の普及を目指す。

2. 事業内容

① エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業（補助率1/2）

エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び導入計画の策定に対する支援を行う。導入計画の策定にあたっては、供給側及び需要側のエネルギー活用方法等を含む実現可能な地域ビジネスのあり方を検討する。

② 漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業（委託）

浮体式洋上風力の導入において一つの課題となっている地元住民（漁業関係者等）の理解醸成に資する、海洋生態系への影響調査等を行う観測システムに関するビジネスモデル/手法の確立に向けた実証を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態 ①直接補助事業（1/2） ②委託事業

■委託先及び補助対象 地方公共団体・民間事業者・団体等

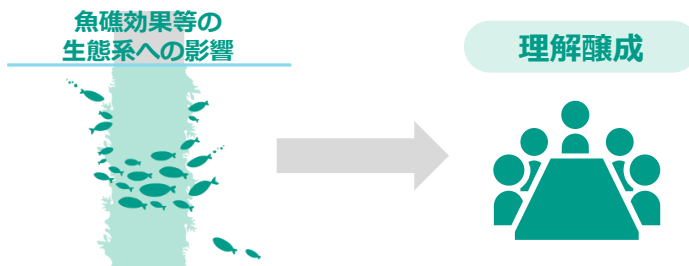
■実施期間 ①令和8年度～令和10年度 ②令和7年度～令和8年度

4. 事業イメージ

①



②



お問合せ先：

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室

電話：0570-028-341
電話：03-5521-8150